

**令和 7 (2025) 年度若者グリーン・ツーリズム実践体験業務
(体験ツアー・インターン) 委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 業務の概要

(1) 業務名

令和 7 (2025) 年度若者グリーン・ツーリズム実践体験業務 (体験ツアー・インターン) 委託

(2) 委託業務の目的

本県グリーン・ツーリズム (以下「G T」という。) を推進するため、県内外の若者に対して「しごと」としての G T を学び・体験する機会を提供し、本県における将来の G T 実践者や G T 実践団体の構成員となる人材の確保を図る。

(3) 業務内容

別添「令和 7 (2025) 年度若者グリーン・ツーリズム実践体験業務 (体験ツアー・インターン) 委託仕様書」(以下「仕様書」という。) のとおり

(4) 予定契約期間

契約締結日から令和 8 (2026) 年 3 月 13 日まで

(5) 契約金額の上限額

2, 277, 632 円 (消費税及び地方消費税額を含む。)

(6) 担当所属及び書類提出先等

書類の提出先、質疑先及び受付時間は次のとおりとする。

所属：栃木県農政部農村振興課 農村・中山間地域担当 (栃木県庁本館 11 階)

住所：〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番地 20 号

電話：028-623-2333/FAX：028-623-2337

電子メール：noson-sinko@pref.tochigi.lg.jp

電話受付時間：土日・祝祭日を除く午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く。)

2 参加資格

民間企業、NPO 法人 (特定非営利活動促進法 (平成 10 年法律第 7 号) 第 2 条第 2 項にいう特定非営利活動法人)、その他法人等で、県からの委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであり、かつ、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 栃木県内に主たる事業所等の拠点を有していること。

(2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 に規定する者でないこと。

(3) 競争入札参加者資格等 (平成 8 年栃木県告示第 105 号) に基づき、入札参加資格を有する者又は契約締結時までに入札参加資格を取得する見込みの者であること。

(4) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立て又は破産法 (平成 16 年法律第 75 号) による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 栃木県暴力団排除条例 (平成 22 年栃木県条例第 30 号) 第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。

3 プロポーザル実施の手続

(1) 予定される実施スケジュール

ア 実施要領等の公表 (公募開始日)

令和 7 (2025) 年 4 月 25 日 (金)

イ 実施内容等に関する質問書提出期限	令和 7 (2025) 年 5 月 1 日 (木) 17 時
ウ 質問に対する回答期限	令和 7 (2025) 年 5 月 9 日 (金)
エ 参加表明書の提出期限	令和 7 (2025) 年 5 月 12 日 (月) 17 時
オ 企画提案書等の提出期限	令和 7 (2025) 年 5 月 16 日 (金) 17 時
カ プロポーザル審査	令和 7 (2025) 年 5 月 26 日 (月)
キ 審査結果の通知・公表	令和 7 (2025) 年 6 月上旬

(2) 募集要領等の配付

県ホームページ（県政情報－入札・公募（業務委託））からダウンロードすること。

※URL (<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>)

(3) 実施内容等に関する質問

本要領や仕様書の内容等について質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式 1）を提出すること。なお、本要領及び仕様書に係る内容以外の質問は受け付けない。

ア 受付期間 公募開始日から令和 7 (2025) 年 5 月 1 日 (木) 17 時まで

イ 提出方法 電子メール又は FAX により 1 の(6)宛て提出すること。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、全ての質問及び回答を令和 7 (2025) 年 5 月 9 日 (金) までに県ホームページ（3 の(2)の URL）に掲載する。

(5) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別記様式 2）、確認書（別記様式 3）、会社等概要（別記様式 4）及び統括責任者及び担当者について（別記様式 5）を作成し提出することとする。

ア 提出期限 令和 7 (2025) 年 5 月 12 日 (月) 17 時必着

イ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等配達記録がわかるものに限る。）により 1 の(6)宛て提出すること。

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

※参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、企画提案書等の提出期限までに辞退届（様式任意）を提出すること。

(6) 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～エに基づき企画提案書を作成し、応募申請書（別記様式 6）を添えて令和 7 (2025) 年 5 月 16 日 (金) 17 時までに持参又は郵送（書留郵便等配達記録がわかるものに限る。）により 1 の(6)宛て提出すること。

ア 企画提案書（任意様式）

次の事項を含めて作成すること。用紙は、A 4 版用紙を使用することとし、A 3 版用紙を使用する場合には、A 4 版サイズに折り込むこと。

- i 企画提案内容
- ii 業務遂行人員体制等
- iii 類似事業の業務実績等
- iv その他の参考資料

イ 企画提案書は 1 者 1 提案とする。

ウ 企画提案書の提出部数は 7 部（正本 1 部、副本 6 部）とする。

※審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

エ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書を 1 部提出すること。

※諸経費や消費税を区別して記載すること。

(7) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限経過後の書類の差し替えは認めない。

- イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ウ 応募に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。
- エ 応募申請書等の書類は、栃木県情報公開条例（平成 11 年栃木県条例第 32 号）に基づく情報公開の対象となり、開示することがある。
- オ 県は、必要に応じて追加資料の提出を求めることができる。
- カ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- キ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- ク 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。
- ケ 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- コ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- サ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

4 審査方法等

(1) 評価基準

別表「評価基準」のとおり

(2) 審査方法

企画提案書等について、令和 7 (2025) 年 5 月 26 日（月）にプレゼンテーションを実施し、評価基準に基づき、別途設置する選定委員会の意見（採点等）を聴取し評価を行う。ただし、選定委員会の長の判断により、書類審査とする場合もある。プレゼンテーション等の時間、場所等については、参加者に対して別途通知する。

(3) 委託候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(2)による評価の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数あった場合は、選定委員会で審議の上、契約候補者を特定する。

ウ 企画提案者が 1 者の場合は、審査で算出された結果を参考に、選定委員会が審議により総合的に評価を行った結果、評価の高い提案と判断された場合は、委託候補者として選定することができることとする。

エ 企画提案者が多数の場合には、事前審査によりプレゼンテーション参加者を選定する場合がある。この場合、事前審査は農村振興課で行う。

オ ア～ウにかかわらず、各委員の評価の合計点の平均が 60 点未満の場合は、候補者として選定しない。

カ 選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 参加資格を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

エ 見積額が 1 の(5)の契約金額の上限額を超える場合

オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

カ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

5 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、候補者名を県ホームページ（3の2）のURL）で公表する。

6 契約手続

- (1) 契約の相手方の候補者に選定された者と県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、栃木県財務規則等の関係法令等の規定に基づき、委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。
- (4) 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

7 その他

- (1) 事業の成果は全て栃木県に帰属する。
- (2) 応募に必要な経費は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。

別表 令和7(2025)年度若者グリーン・ツーリズム実践体験（体験ツアー・インターン）

業務委託 評価基準

- 1 評価項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員が採点する。
- 2 企画提案者の中で評価の総合点が高い者を契約候補者として選定する。
- 3 最高点の者が複数あった場合は、選定委員会で審議の上、契約候補者を特定する。
- 4 各委員の評価の合計点の平均が60点未満の場合は、候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

区分		評価項目	配点
1	業務内容の理解度	(10) 委託業務の目的や内容を十分に理解しているか	10
2	企画提案内容	県内外の若者に対して、GTを学び・体験する機会を提供するために実施する取組とその運営に係る具体的な提案が示されているか	15
		県内外の若者に対して、GTを学び・体験する機会を提供するための創意工夫について、具体的な提案が示されているか	10
		(60) 提案された手法等は、業務目的の達成に資する効果的な内容であるか	15
		各取組における連携先として提案されたGT実践者等は、本事業の連携先として適切か。	10
		実施回数と1回ごとの事業効果を総合的に判断し、全体として費用対効果の高い提案内容であるか	10
3	業務遂行の安定性	(15) 実施体制や業務スケジュール等が業務を安定的に遂行できるものであるか	15
4	業務遂行の確実性	(10) 過去に類似業務で良好な実績を上げているか、また、その実績に鑑み本業務において成果を上げるための業務遂行能力が認められるか	10
5	費用積算	(5) 提案内容に見合った適切な経費の積算になっているか	5
			100